

平成30年12月19日

財政援助団体等監査結果報告

〔公益財団法人 神戸いきいき勤労財団〕

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

公益財団法人神戸いきいき勤労財団（以下「財団」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成29年度執行の事務

2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

財団は、市民、事業者と行政の連携と協力のもとに、中高年齢者に好適な職種、事業の調査及び開発、勤労者を対象とする生涯教育事業を実施し、もって高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和56年11月に財団法人神戸勤労福祉振興財団として設立された。その後、平成20年4月に高年齢者等の雇

用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づくシルバー人材センターに関する事業等を行う財団法人神戸市シルバー人材センターを統合し、平成 24 年 4 月に公益財団法人に移行した。

(2) 本市との関係

① 出捐

財団の基本財産は、3,000 万円であり、本市は全額出捐している。

② 財政援助

ア 補助金

平成 29 年度は、シルバー人材センター事業補助金として 3,875 万円、中高年齢者事業補助金として 3,360 万円を交付している。

③ 公の施設の指定管理

神戸市勤労会館の指定管理者として財団を指定している。また、神戸市立勤労市民センターについては、財団を含む 2 団体で構成する共同事業体を指定管理者として指定している。

神戸市勤労会館については、市民文化講座のあり方や、三宮再整備基本構想に示された新たなバスターミナルの整備予定地にあることから、今後、移転も含めたあり方について検討が必要となるため、指定期間を平成 30 年度から 2 年間延長している。

また、神戸市立勤労市民センターについては、平成 28 年度の包括外部監査において、勤労市民センター・区民センターの位置づけや講座事業のあり方を見直すべきとの指摘を受けたことにより施設のあり方について検討が必要となるため、指定期間を平成 30 年度から 2 年間延長している。

ア 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第 1 表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料		
(単位 金額：千円)		
	勤労会館	勤労市民センター ※1
指 定 期 間	平成 26 年度～平成 29 年度	平成 26 年度～平成 29 年度
指 定 管 理 料	7,475	358,191
(うち修繕費) ※2	(3,086)	(10,286)
利 用 料 収 入	66,645	159,116

※1 指定管理者は神戸いきいき勤労財団・コミュニティ・サポートセンター神戸共同事業体であり、代表団体が財団、その他の構成団体がコミュニティ・サポートセンター神戸である。

※2 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

イ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会が毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の総合評価(AAA, AA, A, B, Cの5段階評価)及び主な所見は第2表のとおりである。

第2表 総合評価及び主な所見

	勤労会館	勤労市民センター
総合評価※	A	A
主な所見	- 達成状況については、未達成部分が多い。 - 直前予約の5割減免の利用件数が伸びており、周知がされてきている。 - 勤労者階層にスポットをあてて、社会的ニーズの調査を実施し、事業を練り直してほしい。	- 達成状況については、未達成部分が多い。 - 勤労者階層にスポットをあてて、社会的ニーズの調査を実施し、事業を練り直してほしい。 - 勤労会館と勤労市民センターの関係を整理してほしい。

※ 総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。

④ 職員数

平成29年度末の職員数は96人であり、うち本市派遣職員は13人である。

(3) 事業の概要

財団及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第3表 財団等の所在地

事業所	所在地
財 団 (事 務 所)	中央区雲井通5丁目3-1
指 勤 労 会 館	中央区雲井通5丁目1-2
定 六 甲 道 勤 労 市 民 セ ン タ ー	灘区深田町4丁目1-39
管 兵 庫 勤 労 市 民 セ ン タ ー	兵庫区羽坂通4丁目1-1
理 新 長 田 勤 労 市 民 セ ン タ ー	長田区若松町5丁目5-1
施 別 館 (ヒ フ レ ホ ー ル)	長田区若松町4丁目2-15
設 垂 水 勤 労 市 民 セ ン タ ー	垂水区日向1丁目5-1
シ 東 部 セ ン タ ー	東灘区魚崎西町1丁目1-58
ル バ 中 部 セ ン タ ー	兵庫区東山町4丁目20-1
ー 人 西 部 セ ン タ ー	長田区久保町5丁目1-1-209
材 セ 北 区 セ ン タ ー	北区鈴蘭台北町1丁目22-1
ン タ 西 区 セ ン タ ー	西区梶台5丁目6-1

財団の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

① 就業支援

ア 勤労者福祉共済制度（ハッピーパック）

平成28年度まで本市の受託事業として運営してきたが、平成29年4月より事業移管を受け、財団の自主事業として運営しており、平成29年度は移管後の初年度として、チケット代金等のコンビニ収納の開始や電子会員証の導入などのサービス向上に取り組んだ。

イ シルバー人材センター事業

60歳以上の高齢者に対し、就業を通じた生きがいづくりの場を提供するため、就業開拓に取り組んだほか、会員の確保策の積極的な展開や、地域に密着した事業として近年問題化している空家等の管理業務などにも取り組んだ。

ウ 就業支援プログラム

就職や転職、再就職の際に役立つ資格を取得するための資格取得支援講座を開講したほか、幅広い世代を対象に就業を支援するための各種セミナーを実施した。また、勤労会館に設置する生涯いきいき情報センターにおいてNPO法人と連携し、専門機関の紹介や諸施策に関する情報提供を行った。

② 生涯学習支援

ア 勤労会館等における講座事業

幅広い世代の市民が自律的に学習できる環境の整備を図り、生涯学習への「動機づけ」を行うとともに、生涯学習を通じた仲間づくりの場として、「居場所づくり」や「地域住民のコミュニティ形成」の機能を果たしうよう、各種講座を開講した。

イ 勤労会館等の管理運営

指定管理者として管理運営する勤労会館、勤労市民センターにおいて、各種講座を開講し施設の利用促進をはかるとともに、顧客サービスの向上に努めた。

ウ 生涯生活設計支援プログラム

定年退職後の生活設計の支援、心と体の健康づくりへの支援などをテーマとしたセミナーを開催したほか、登録団体への支援策として研修会に講師を派遣する出前講座の実施及び生涯生活設計に役立つ情報誌の提供を行った。

③ 地域活動支援

ア 地域活動振興プログラム

地域活動の担い手として積極的に活躍できるよう、地域人材を育成するための「社会貢献塾」や「コミュニティビジネス実践講座」を開講した。さらに、生きがいづくりの場としての地域コミュニティの活性化を図る「居場所サミット」や、地域への愛着を深めるため博物館等と連携し「地域学セミナー」等を開催した。

イ 生きがい活動ステーション

六甲道勤労市民センターにおいて、NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸と協働で「生きがい活動ステーション」を運営し、地域活動に関する情報提供や相談事業、人材育成事業を展開し、地域活動の支援を行った。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

項 目		平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増減率(%)
就 業 支 援 勤労者福祉共済事業(ハッピーバック)	年度末会員数(企業)	2,489社	2,544社	△ 55社	△ 2.2
	〃(従業員)	43,860人	44,724人	△ 864人	△ 1.9
健康・相談・保険事業	人間ドック・検診件数	440件	586件	△ 146件	△ 24.9
	大腸がん検診	1,189件	1,157件	32件	2.8
レクリエーション事業	相談業務棟	28件	24件	4件	16.7
	健康づくり支援	7,311件	4,496件	2,815件	62.6
レクリエーション事業	わくわくセレクション	43,744人	44,080人	△ 336人	△ 0.8
	日帰りバスツアー	633人	612人	21人	3.4
その他事業	スポーツ大会等	1,893人	1,918人	△ 25人	△ 1.3
	親子体験教室	349人	336人	13人	3.9
その他事業	保養所利用助成	1,816人	2,133人	△ 317人	△ 14.9
	映画・演劇等	11,237人	12,045人	△ 808人	△ 6.7
その他事業	旅行割引等	3,518人	3,923人	△ 405人	△ 10.3
	レジャー施設借上等	10,242人	9,837人	405人	4.1
その他事業	クラブ活動助成	414人	497人	△ 83人	△ 16.7
	会員制クラブ	26,672人	27,362人	△ 690人	△ 2.5
その他事業	その他の企画	576人	866人	△ 290人	△ 33.5
	出合いの会	58人	53人	5人	9.4
その他事業	講座・セミナー	584人	602人	△ 18人	△ 3.0
	ハッピーバックニュース	月1回 各46,000部	月1回 各46,000部	0部	0.0
その他事業	利用ガイドの発行	年1回 51,000部	年1回 51,000部	0部	0.0
	ホームページの実ユーザー件数	51,945件	51,194件	751件	1.5
シルバー人材センター事業	メールマガジン登録者数	2,189人	1,829人	360人	19.7
	会員数	12,459人	11,939人	520人	4.4
その他事業	契約金額	4,266,329千円	4,223,196千円	43,133千円	1.0
	契約件数	43,488件	43,611件	△ 123件	△ 0.3
その他事業	就業延人員	918,400人	915,965人	2,435人	0.3
就業支援プログラム	資格取得支援講座	受講者数 361人	366人	△ 5人	△ 1.4
	転職・再就職支援セミナー	受講者数 61人	46人	15人	32.6
就業支援プログラム	女性のライフプラン講座	受講者数 81人	54人	27人	50.0
	子どもの就職を考える親のためのセミナー	受講者数 8人	13人	△ 5人	△ 38.5
就業支援プログラム	いきいき仕事セミナー	受講者数 85人	85人	0人	0.0
	ワークライフバランスセミナー	受講者数 13人	16人	△ 3人	△ 18.8
就業支援プログラム	働く女性のための応援セミナー	受講者数 14人	17人	△ 3人	△ 17.6
	生涯いきいき情報センター	相談者数 1,374件	1,377件	△ 3件	△ 0.2
生涯学習支援	(内出張相談)	(227件)	(384件)	(△ 157件)	△ 40.9
生涯学習支援	生涯学習支援講座事業	講座数 69講座	68講座	1講座	1.5
	勤労会館等における講座事業	受講者数 1,787人	1,575人	212人	13.5
勤労市民センター	講座数	1,049講座	1,028講座	21講座	2.0
	受講者数	21,861人	21,408人	453人	2.1
勤労会館等の管理運営	施設利用者数	436,968人	427,503人	9,465人	2.2
	利用率	72.0%	71.7%	0.3%	0.4
勤労市民センター	施設利用者数	1,200,629人	1,247,007人	△ 46,378人	△ 3.7
	利用率	55.2%	55.2%	0.0%	0.0
生涯生活設計支援プログラム	生涯生活設計支援セミナー	受講者数 584人	460人	124人	27.0
	いきいきシルバークの集い	参加者数 1,300人	1,529人	△ 229人	△ 15.0
登録団体への支援等	登録団体数	46団体	46団体	0団体	0.0
	情報誌発行回数・部数	年4回 各4,500部	年3回 各4,000部	500部	12.5
登録団体への支援等	ガイドブック提供部数	年1回 550部	年1回 677部	△ 127部	△ 18.8
	熟年出前講座件数	11件	11件	0件	0.0
地域活動支援	地域活動支援プログラム	受講者数 41人	37人	4人	10.8
	社会貢献塾	受講者数 20人	16人	4人	25.0
地域活動支援	コミュニティビジネス実践講座	参加者数 771人	368人	403人	109.5
	地域学セミナー	参加者数 12,090人	11,905人	185人	1.6
地域文化事業等	生きがい活動ステーション	利用者数 9,909人	9,525人	384人	4.0
	情報提供	相談件数 2,853件	1,822件	1,031件	56.6
講座・サロン	相談事業	実施回数・参加者数 60回 666人	48回 441人	225人	51.0
	体験事業	実施回数・参加者数 29回 438人	19回 141人	297人	210.6

(4) 経営状況及び財政状態

財団の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第 5 表 比較正味財産増減計算書（総括表）

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	平成 29 年 度		平成 28 年 度		対 前 年 度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一 般 正 味 財 産 増 減 の 部						
【 経 常 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 収 益 (a)	5,528,755	100.0	5,379,552	100.0	149,203	2.8
① 基 本 財 産 運 用 益	36	0.0	36	0.0	0	0.0
② 特 定 資 産 運 用 益	1,819	0.0	191	0.0	1,627	848.9
③ 事 業 収 益	5,370,524	97.1	5,270,579	98.0	99,945	1.9
生涯教育事業	4,872	0.1	3,769	0.1	1,102	29.3
勤労者福祉共済受託事業	—	0.0	228,233	4.2	△ 228,233	△ 100.0
シルバ－受託事業	4,085,967	73.9	4,069,403	75.6	16,564	0.4
労働者派遣事業	15,612	0.3	12,992	0.2	2,620	20.2
職業紹介事業	954	0.0	606	0.0	348	57.5
指定管理料	365,666	6.6	367,033	6.8	△ 1,367	△ 0.4
施設管理受託事業	22,530	0.4	22,415	0.4	114	0.5
施設利用料	225,762	4.1	232,068	4.3	△ 6,306	△ 2.7
自主事業	337,074	6.1	334,056	6.2	3,017	0.9
共済受取掛金	268,597	4.9	—	0.0	268,597	皆増
共済受取負担金	43,486	0.8	—	0.0	43,486	皆増
④ 受 取 補 助 金 等	112,635	2.0	96,739	1.8	15,896	16.4
神戸市補助金	72,360	1.3	62,694	1.2	9,666	15.4
国庫補助金等	40,275	0.7	34,045	0.6	6,230	18.3
⑤ 受 取 寄 附 金 等	10,019	0.2	—	0.0	10,019	皆増
⑥ 雑 収 益	33,720	0.6	12,006	0.2	21,713	180.8
(2) 経 常 費 用 (b)	5,503,987	100.0	5,392,586	100.0	111,400	2.1
① 生涯教育事業等事業費支出	37,375	0.7	32,102	0.6	5,273	16.4
② 勤労者福祉共済事業費	321,013	5.8	228,233	4.2	92,780	40.7
③ シルバ－事業費支出	4,163,637	75.6	4,159,424	77.1	4,212	0.1
④ 施設管理事業費	629,876	11.4	626,447	11.6	3,429	0.5
⑤ 自主事業費	331,367	6.0	327,048	6.1	4,319	1.3
⑥ 管 理 費 費	17,839	0.3	16,701	0.3	1,138	6.8
⑦ 減 価 償 却 費	2,876	0.1	2,629	0.0	247	9.4
当期経常増減額 (A = a - b)	24,767	—	△ 13,034	—	37,802	—
【 経 常 外 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 外 収 益 (c)	14	—	—	—	14	皆増
(2) 経 常 外 費 用 (d)	3	—	396	—	△ 392	△ 99.0
当期経常外増減額 (B = c - d)	10	—	△ 396	—	407	—
当期一般正味財産増減額 (C = A + B)	24,778	—	△ 13,430	—	38,209	—
一般正味財産期首残高 (D)	654,043	—	667,474	—	△ 13,430	△ 2.0
一般正味財産期末残高 (E = C + D)	678,821	—	654,043	—	24,778	3.8
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部						
当期指定正味財産増減額 (F)	797,275	—	—	—	797,275	—
指定正味財産期首残高 (G)	30,000	—	30,000	—	0	0.0
指定正味財産期末残高 (H = F + G)	827,275	—	30,000	—	797,275	ほぼ皆増
III 正 味 財 産 期 末 残 高 (I = E + H)	1,506,097	—	684,043	—	822,054	120.2

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比 較 貸 借 対 照 表 (総 括 表)

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	平成 29 年 度 末		平成 28 年 度 末		対 前 年 度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	1,888,808	100.0	1,101,474	100.0	787,334	71.5
I 流 動 資 産	564,339	29.9	581,025	52.7	△ 16,686	△ 2.9
1 現 金 ・ 預 金	195,951	10.4	226,693	20.6	△ 30,741	△ 13.6
2 立 替 金	147	0.0	173	0.0	△ 25	△ 14.8
3 未 収 金	354,725	18.8	353,269	32.1	1,456	0.4
4 未 収 消 費 税	9,072	0.5	—	0.0	9,072	皆増
5 前 払 金	4,440	0.2	889	0.1	3,551	399.3
II 固 定 資 産	1,324,469	70.1	520,448	47.3	804,020	154.5
1 基 本 財 産	30,000	1.6	30,000	2.7	0	0.0
2 特 定 資 産	1,269,286	67.2	471,685	42.8	797,600	169.1
(1) 準 基 本 財 産	160,000	8.5	160,000	14.5	0	0.0
(2) 特 別 事 業 積 立 預 金	23,000	1.2	23,000	2.1	0	0.0
(3) 退 職 給 付 引 当 資 産	325	0.0	—	0.0	325	皆増
(4) 減 価 償 却 引 当 資 産	12,502	0.7	12,502	1.1	0	0.0
(5) 損 失 準 備 引 当 資 産	38,883	2.1	38,883	3.5	0	0.0
(6) 共 済 事 業 引 当 資 産	314,771	16.7	—	0.0	314,771	皆増
(7) 共 済 給 付 準 備 資 産	479,460	25.4	—	0.0	479,460	皆増
(8) 財 政 運 営 資 金 積 立 資 産	237,300	12.6	237,300	21.5	0	0.0
(9) 建 物 附 属 設 備	3,043	0.2	—	0.0	3,043	皆増
3 そ の 他 固 定 資 産	25,183	1.3	18,763	1.7	6,420	34.2
(1) 出 資 金	10	0.0	10	0.0	0	0.0
(2) 電 話 加 入 権	2,925	0.2	2,925	0.3	0	0.0
(3) 建 物 附 属 設 備	1,887	0.1	—	0.0	1,887	皆増
(4) 什 器 備 品	2,033	0.1	4,120	0.4	△ 2,087	△ 50.7
(5) 車 輦 運 搬 具	0	0.0	393	0.0	△ 393	△ 100.0
(6) 預 託 金	39	0.0	64	0.0	△ 25	△ 39.0
(7) 敷 金	1,795	0.1	282	0.0	1,513	536.4
(8) 保 証 金	16,492	0.9	10,966	1.0	5,526	50.4
負 債 及 び 正 味 財 産	1,888,808	100.0	1,101,474	100.0	787,334	71.5
負 債	382,711	20.3	417,431	37.9	△ 34,719	△ 8.3
I 流 動 負 債	382,386	20.2	417,431	37.9	△ 35,044	△ 8.4
1 未 払 金	57,498	3.0	55,944	5.1	1,554	2.8
2 未 払 配 分 金	304,799	16.1	315,292	28.6	△ 10,492	△ 3.3
3 未 払 消 費 税	—	0.0	4,649	0.4	△ 4,649	△ 100.0
4 前 受 金 及 び 仮 受 金	7,684	0.4	8,008	0.7	△ 324	△ 4.1
5 預 り 金	12,403	0.7	33,535	3.0	△ 21,132	△ 63.0
II 固 定 負 債	325	0.0	—	0.0	325	皆増
3 退 職 給 付 引 当 金	325	0.0	—	0.0	325	皆増
正 味 財 産	1,506,097	79.7	684,043	62.1	822,054	120.2
I 指 定 正 味 財 産	827,275	43.8	30,000	2.7	797,275	ほぼ皆増
1 寄 附 金	824,231	43.6	30,000	2.7	794,231	ほぼ皆増
2 助 成 金	3,043	0.2	—	0.0	3,043	皆増
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(1.6)	(30,000)	(2.7)	(0)	0.0
(うち特定財産への充当額)	(797,275)	(42.2)	(—)	(0.0)	(797,275)	皆増
II 一 般 正 味 財 産	678,821	35.9	654,043	59.4	24,778	3.8
(うち特定資産への充当額)	(471,685)	(25.0)	(471,685)	(42.8)	(0)	0.0

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 7 表のとおりである。

第 7 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する要綱	平成19年4月1日施行 平成24年4月1日最終改正
	・内部通報取扱要綱	平成19年9月1日施行 平成24年4月1日最終改正
	・監事による監査	決算に関する監査を年1回実施
	・自主監査の実施	年1回実施
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び随時相談を行っている。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	年1回研修を実施
情報の保存及び管理	・法人文書管理規程	平成14年4月1日施行 平成27年4月1日最終改正
	・個人情報保護規程	平成10年4月1日施行 平成27年12月1日最終改正
	・情報公開要綱	平成14年4月1日施行 平成28年4月1日最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成22年7月1日施行 平成30年10月30日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
損失の危険の管理	・防災組織計画	毎年度当初に改正
	・情報セキュリティポリシー	平成22年7月1日施行 平成30年10月30日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
効 率 性	・第 4 次中期経営計画（平成28年度～平成32年度）	平成28年3月23日策定
	・事務局規程	昭和56年11月2日施行 平成27年4月1日最終改正
	・専決規程	昭和56年11月2日施行 平成26年8月1日最終改正
	・会計規程	昭和56年11月2日施行 平成27年4月1日最終改正

5 監査の結果

財団は設立以来、経営理念である「生涯現役人生の創造」を目指し、平成 28～32 年度を対象期間とした「第 4 次中期計画」において事業体系として位置付けた「就業支援」「生涯学習支援」「地域活動支援」の 3 つの事業を柱に、勤労者をはじめ幅広い年代の市民に対する総合的支援に取り組んでいる。

平成 29 年度は神戸市勤労者福祉共済制度においてこれまで本市が直接執行してきた慶弔給付等を含めた事業全体を本市から財団に移管し、財団の自主事業として運営した。

監査の結果、事業面では、勤労者を中心に福祉の向上にかかる各種事業を実施し、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業についてはシルバー人材センター事業や、中高年齢者を対象とした雇用開発や福祉向上にかかる事業を実施するなど、補助金の交付目的をおおむね達成しているものと認められた。

また、神戸市勤労会館及び各勤労市民センターにおける指定管理については、条例、指定管理協定書に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、指摘事項及び意見に掲げた事項については留意されたい。

財団の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

財団は平成 24 年度より公益財団法人に移行し、会計処理についても公益法人会計基準に基づいた処理を行っているが、今回の監査において会計処理に関する指摘事項が多数あったので、会計事務における相談支援体制及び規程等の整備を図られたい。

(1) 経営に関する事項について（第 5 表参照）

平成 29 年度の経常収益は 55 億 2,875 万円、経常費用は 55 億 398 万円で、当期経常増減額 2,476 万円から当期経常外増減額 1 万円を加えた当期一般正味財産増減額は 2,477 万円となっている。

経常収益は前年度に比べ 1 億 4,920 万円（2.8%）増加している。これは主として、平成 29 年度に移管された勤労者共済福祉共済事業の受取掛金等が増加したことによる。

経常費用は、共済給付金の増加等により前年度に比べ 1 億 1,140 万円（2.1%）増加している。経常収益の増加が経常費用の増加を上回っていることから、当期経常増減額は前年度に比べ 3,780 万円増加したほか、経常外収支増減額も前年度に比べ 40 万円増加した結果、当期一般正味財産増減額は前年度に比べ 3,820 万円増加している。

(2) 財務に関する事項について（第 6 表参照）

平成 29 年度末の資産は 18 億 8,880 万円で、前年度末に比べ 7 億 8,733 万円（71.5%）増加している。これは、勤労者福祉共済事業が本市から財団へ完全移行されたことに伴い勤労者福祉共済基金 8 億 423 万円の寄附を受けたためである。負債は 3 億 8,271 万円で、前年度末に比べ預り金の減少等により 3,471 万円（8.3%）減少している。また、正味財産は 15 億 609 万円で、前年

度末に比べ 8 億 2,205 万円の増加となっている。

なお、共済基金からの寄附金については、共済事業のみに使途が制約されているため、指定正味財産に区分されている。

(3) 指摘事項

① 会計に関する事務

ア 会計規程の変更を行うべきもの

財団は公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成しており、固定資産については基本財産、特定資産及びその他固定資産として記載している。しかし、財団で定める会計規程は、固定資産の科目が有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の区分のままとなっていた。現在の会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。

イ 財務諸表の注記の記載を適正に行うべきもの

(イ) 満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきもの

公益法人会計基準では財務諸表の注記事項として、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載しなければならないとしている。

財団では、基本財産 3,000 万円について満期保有目的の有価証券（神戸市債）として保有しているが、注記の記載を行っていなかった。

満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきである。

(イ) 会計基準の変更を注記するべきもの

固定資産の減価償却について、財団ではシルバー人材センター分を除く什器備品について、減価償却の方法を平成 28 年度に定率法から定額法に変更している。

公益法人会計基準では、「重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額を注記しなければならない。」とあるが、平成 28 年度決算の財務諸表にはその記載を行っていなかった。

今後、重要な会計方針を変更するときは公益法人会計基準に基づいた記載を行うべきである。

② 財産管理に関する事務

ア 備品管理を適正に行うべきもの

財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者である神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの備品管理については、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、以下の事例があった。

(イ) 指定管理施設の備品について所有者を明確に区分するべきもの

指定管理施設で作成された備品台帳を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が区別されていない状態であった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。

協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。

また本市所管局においては、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。

(イ) 財団に所属する備品について固定資産に計上するべきもの

指定管理施設の備品台帳で財団所有分と確認できる備品のうち、会計規程で固定資産として定める 20 万円以上の備品について、固定資産として計上していなかった。

固定資産として管理を行うべきである。

品 名	購入年月日	取得価格
アップライトピアノ	H23. 3. 21	¥648, 300-

(4) 意 見

① 会計処理について

ア 引当金の計上について

財団では、引当金について平成 29 年度から退職給付引当金 32 万円を計上している。

一方で、それよりも金額が大きいと思われる賞与引当金については計上していない。

財団の会計規程では、引当金について、必要があるときは引当金を設定することができる」とされているため、財務諸表に賞与引当金を計上することを検討されたい。

② 指定管理施設の利用料金の減免手続について

財団が指定管理者となっている神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの利用料金の減免等については、条例で市長の承認を得て定める基準によって行うこととなっており、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、申請と同時に提出しなければならないとしている。

減免理由の一つには、直前割引制度があるが、実務においては減免申請書の提出を求めている事例が見られた。これは、施設利用率向上策としての割引制度であり、必ずしも申請書の提出を求めなくとも対応可能と思われる。

利用料金の減免について、上記割引制度の事務の実態を勘案しつつ、基準の見直しを検討されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。